

福寺草創記並雜記』)。弟子鉄胴(堂)、鉄禅ら全員で石を運び、木を切って汗を流した雲歩安居の寺であった。現在熊本市花園町柿原村山中にあり、裏に石平無縫塔と雲歩の墓碑、前に雲歩の石像(写真(D))がある。「天福寺靈松山縁由記」によれば、当時「天下新寺建立御制法之有候」(『凡道寺草創記』)の故、昔同名の天台の教刹が打越村西の谷にあって、廃されていたものを再興するという形式をとったという。

—以下続稿—

注(1) 拙稿「鈴木正三の思想と教化—島原天草の乱その後—」(前掲)

(付記) 本稿をなすにあたり、熊本市花園町靈松山天福寺平川太禪師には『能仁寺草創記並雜記』他四点、中村幸彦先生には『独鈷山凡道寺草創記』の、貴重な資料の借覧を得、棚町知弥氏よりは有益な助言を賜りました。心よりお礼申し上げます。

また、仏教についての初歩的な質問に快く応じていただいたり、諸寺への紹介の労をとって下さった、本渡市馬場町向陽山明徳寺安田祖龍師は、去る九月八日思いがけない交通事故に遭われ、世寿五十八年を以て示寂されました。心より哀悼の意を表しますと共に、拙ない本稿を御霊前に捧げ申し上げます。

(原稿受理 昭和四七年一〇月一六日)

して「邪本」と排斥したのである。その委細は後章で述べる。

寛文二年仲春吉辰日、京師書房六角通寺町西北入町、柳枝軒小川多左衛門より、師の『破切支丹』一冊が梓行されている。寛永十九年か二十年頃、邪宗排除、教化善導を目的として書かれて、天草の諸寺に配布されていたものの公刊である。前述した『天福寺草創記』に記す什物としてあるのはこの折のものである。

寛文二年夏頃雲歩は「守母尽孝」(『雲歩禪師伝』)の為肥後城下に帰り、同年八月より着工して十月に拜聖庵を創建した。『独鈷山凡道寺草創記』には次の様に記されている。「為老母孝養庵地、飽田郡立田之脇被見立時之御郡代田辺平太夫エ被相伺候庵室立申儀差支無之段被申聞候ニ付寛文二年八月も十月ニ至而一字建立成就仕奉師石平正三道者禪師為報恩朝暮為拜請庵号を拜聖庵と被付慈母と同ク信心安居之处」(一・ウ)と。慈母孝養と師恩拜聖を念じて、那代の許可を得て飽田郡立田郷室園町(現熊本市内)に拜聖庵は建立されたのである。寛文四年中春、細川綱利の命を受けて、寺奉行中村市郎右衛門祐之、吉住伝右衛門正良が拜聖庵を訪れ、豊後鶴崎で未だ絶えない邪宗門徒を正法によって教化せしめるべく意向を伝えた。続いて十月には、長岡佐渡、長岡監物、有吉大蔵、沢村宇右衛門の四家老が来て、再三の綱利の気持「彼地従本有業、談義説法者郷民不信惑邪者何、耶不為、但有言説、総無、実義耶矣、正三者遁世者雖当代有、声無、志実為自僧何可、師事道心者想、可無、彼定名利縦饒雖無、所齒録、所行必可有、実謂、不、如千虛、一実勤行若実、可有、民

必婦」(『能仁寺草創記並雜記』)との、天草での邪宗教化を成し遂げた師正三の弟子たるを以ての要請に雲歩は受諾した。

翌寛文五年正月六日、雲歩は拜聖庵を発つて、同十日に豊後鶴崎に着。その年綱利より寺録を得て「号山於寂黙号、寺於能仁者比仏徳大於大守仁」(『能仁寺草創記並雜記』)という、寂黙山能仁寺が創建された。「大守ノ仁ニ比ス」と言うが、それは『禪苑蒙求』巻中に「能仁、雙趺」の註「梵云釋迦、此言能仁」(寛永十六年五月田原仁左衛門版)とある意味によったのであろう。しばらくして黄檗の隠元禪師に額を乞い、山号を瑞光山と改めた。師徹に依つての創建である故正三を開山と崇し、三河石平山恩真寺の末寺とした。「寺院総覽」によれば大分郡高田村徳丸に在り、山号改変は恩真寺退転によるものという。貞享四年丹波の永澤寺末に属すに至ったという。『独鈷山凡道寺草創記』にも能仁寺建立の経過と目的を記すが、『能仁寺草創記』の雲歩自身の「石平之道徳ニ帰ス」その義七のうち「三師所制、破鬼理死端問答特為、耶、樵、瞑、眩、真、藥、直、説、一、回、必、決、邪、正」の故を最大目的とした寺であった事を指摘するとどめておく。ここでの雲歩の破邪活動については別稿「正三門破邪僧列伝」に譲る。

延宝六年九月十五日、『能仁寺草創記』を書いた雲歩は同年冬能仁寺を退いて肥州に帰向した。住持すること既に十四年に及び、年四十九歳になっていた。同年四月、綱利より造管料白銀三百料と寺地十五町余を拝領し、五月着工し、七月十一日には靈松山天福寺が建立された(『天

に雲歩の弟子。本書は先の『天福寺草創並雜記』廢興篇に見られる天福寺召換後の鉄堂ら雲歩徒弟の身の安居の為に創建された寺の記録である。右下辺部が若干破損して判読できない部分もある。花押や書面から見て、又他に伝存本が知られない事などから、草稿本もしくは原本とも考えられる。雲歩の活動については、能仁寺、天福寺草創の記前掲書と重複する部分や補足できる部分も多い。

## (2) 雲歩の事跡

明暦元年六月二十五日正三示寂の後、雲歩は喪齋過て帰郷の途に着いた。「予遊歴東関二五歳欲省母二八歳帰向肥劬」(『能仁寺草創記並雜記』(本末章)と言う。顧れば肥後熊本城下の流長院を発つたのは十九歳、その間恵中と共に信州、関東での修業は十年の長きならんとした。石平に師事すること僅かに四年、今師を失って江戸に滞留するよりも、故郷の老母の世話をすべきと考えた。天徳院には長水老が居り、若い弟子は多い。まもなく二十八歳になろうとしていた。翌明暦二年六月、ようやく帰旅の疲れのとれた頃、久住山下に不携山萬休寺を草創した。豊後直入郡久住郷にあった。「郷民請彼初立師之牌予草創地也」(前掲書本末章)と記す。雲歩はこの寺で一住四歳を過ごすことになる。さて、服部英淳氏前掲論文によれば、『西禅集』第十四長徳山庵修心玄記巻上には「石平大師之法要者從打頭以大勇猛心此糞袋打捨之外無、嗶始終以此機一耳修行成就ス此外更一糸毫モ入事無」とあり、それは明暦三年六月十二日付の島原山下で筆作された心頭之銘だという。とすれば恵中も明暦二年か三年頃には九州へ帰っていた事となる。服部氏は「彼は石平の

寂後、明暦二年又は三年に島原に赴き、八九年滞在して、寛文五年暮までに江戸へ帰ったことを推定し得る」と述べられた。これについての異論は恵中の項で詳述するが、結論のみを述べておく。恵中の帰郷は明暦二年夏以前であった。その西下には二つの目的があった。一つは帰郷して正三が教化の旅をした跡を訪れる事、もう一つは寛永末年萬安禪師の所望によって著述された(『驢鞍橋』中巻八十五)師の『麓草分』出版の為である。即ち『麓草分』上下二巻の初刊は明暦二年仲夏であり、その為京に出て、その足で九州へと向ったのである。おそらくは雲歩の草創して間もない久住山下の萬携寺にも足を休めたであろう。恵中の『驢鞍橋』上中下三巻三冊は、「萬治三曆庚子 寺町二条上町 堤六左衛門」版が初刊本と思われる。大部な『驢鞍橋』出版の為には、連日書きつけた日記を詳細に見直さねばならないし、その編集には相当の日時が必要であったと思われる。さらには、まもなく師の七周忌(寛文元年)が予定されている。即ち、少くとも万治初年には、恵中は江戸牛込天徳院内了心庵に帰り着いていたと考えられるのである。

寛文元年初夏、雲歩は師の七周忌に江州へと赴いた。(「雲歩禪師小伝」)。長水老師と恵中が中心となり、集った諸弟子達によって仏事は平隠に行われたのであったろうか。結果のみをここでは述べておく。雲歩はその旅から帰り、寛文元年仲秋、弟子義雲と共に師の正本たる『因果物語』を編集して片仮名本『因果物語』三巻三冊として出版した。七周忌仏事への旅中か江府に於て、既に何者かによって出版され、世間に正三の作として流布している『因果物語』を知ったのであり、それに対

の他肥後の泰勝寺の二世春山和尚から借用して、弟子了義に書写させたハピアンの『破提字子』一冊が目につくが他は省略したい。△法義章▽は前章で再三にわたり引証したのでただ次の語のみにて他は省略したい。「勸請石平道人開山 千能仁承事 千師父者以下濁世希有道者中古当代行履格別也」△物故章▽葬礼の儀について葬法、次第、意義等儒神釈についても触れている。△齋儀章▽齋につき『名義集』や『釋氏要覽』を引いて意義を詳論してある。△本末章▽本末寺の関連を意義づけ、実際にその関係を明らかにしている。能仁寺は三河加茂郡足助庄山中石平山恩真寺を本山とし、流長院の末寺ではない。久住不携山萬休寺、竹中の勝光寺、国宗の把住庵、野津原恵良村の西福寺、北方谷村の西福寺、肥前高来郡萩原村の福聚菴等を本寺の末寺とする。△雑事章▽自らの修業や正三の法義、困巖、木庵等の教説受誠が語られて最も雲歩の仏教思想を伝える処が多い。最後に前記した延宝六年記の後に「謹報知徒弟」で始る「箴」を五丁にわたって記している。最後は「肥陽定天福於本寺」とあるので、天福寺草創予定直前に記されたか、創建後に付け加えられた部分かと思われる。

『天福草創記並雜記』熊本市花園町柿原天福寺蔵。(写真(A)(C)参照)

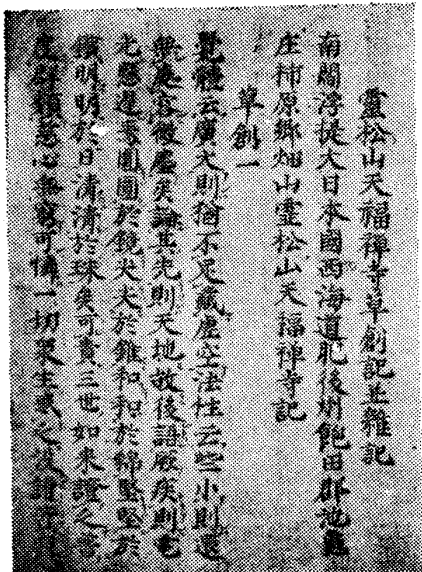
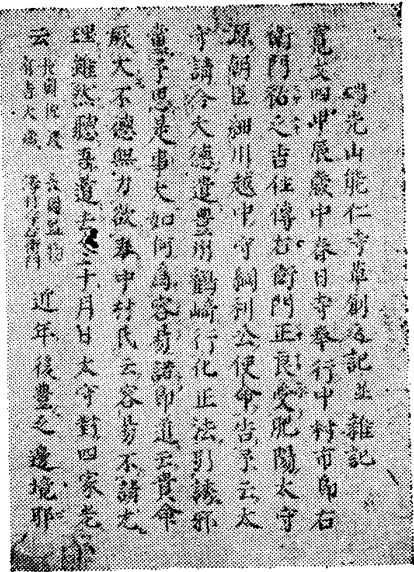
前掲書と同サイズの大本、二巻二冊の写本。内題「靈松山天福禪寺草創記並雜記」で同様雲歩自筆。「草創」篇と「廢興」篇とに二冊に分かれている。前掲書同様九行書(全三五丁)の階書体。「草創」篇は△草

創▽一、二とあり、細川綱利の命により、能仁寺退任後に安居の地として肥後飽田郡池亀庄柿原郷畑山の山中を拓いて、延宝六年天福寺草創までを記す。△威儀▽も一、二とあり仏子たる者の威儀、勤行の軌則について詳述し、石平の修業法を教述し、入堂、住持、檀那等について述べられている。△什物章▽細川綱利より寺領と莊田三十石を与えられた他、今經典法語など掲げると、『法華料註』、『維摩經』、『全剛經略疏』、『楞嚴合轍』、『梵網經古迹』、『仏祖三經』、『起信論』、『筆削記』、『六門集』、『禪警語』、『萬民徳用』、『麓草分』、『盲安杖』、『念仏双紙』、『二人比丘尼』、『破吉利支丹』、『因果物語』、『驢鞍橋』、『反故集』など正三の著述も全て存した。

「廢興」篇も同様、△廢興▽一、二、三と委細に弟子達へ向って寺地召上げの事を記す。そして「箴」が書かれ、最後に入門者の心得九条、それに定めを記す。今寺地召換の事を書いたが、実は重成没後、万治二年天草二代目代官となった鈴木伊兵衛重辰、実は正三の末子で重成の養子が、僧の住持する事を忌避し、雲歩の後往鉄髓、鉄堂が居れなくなった事件を言う。雲歩は師石平道人の末子によって、石平を開基とする寺が廢されようとする事を本末の義絶として慨嘆しているのである。

『独鈷山凡道寺草創記』中村幸彦先生蔵、

大本一冊の写本。墨付十四丁、行書体の十行書。書かれたのは「天和二年九月／雲歩徒弟鉄堂(花押)／同看坊義海(花押)」によって知られる。天和元年に山鹿郡蒲生村に建立された独鈷山凡道寺の草創の経過が細かく記され、後任の法弟に与えられたものである。鉄堂、義海は共



徒弟へ対して書かれたものと分明である。

(B) 内容は、寛文四年中春、肥陽の細川越中守綱利の命によって、豊後鶴崎のキリシタン邪宗を改宗教化する為行つて耶蘇の宗邪幢を建て、同五年に豊後高田に瑞光山能仁寺が建てられる迄の経過を五丁にわたつて記す。次で

(C) 入持持章は、正三の「為主一寺人不可思我」家寺舍唯仏菩薩家至家賊雑具等更不可為我

物」の言葉を引いて、世間に利益し、その功が僧宝に帰すが故に寺に住持するのだから、みだりに常住すべきでなく、道心堅固に済度衆生の為勇猛心をもって住持寺すべきを教えている。入堂章は、入堂章の時の威儀、心構え、礼拝、読経等について順序や方法を説明。読経の音声高底の調和すべき法は流長困巖より聞いた事を記す。石平正三の教は経咒読誦の

鈴木正三の門人雲歩と恵中の伝記的研究(上)



(D)

内に禅定の機を得るべきと言ひ、また最近の唐音を用いず、又仏具僧衣も日本流を第一とすると言ふ。檀那章は「檀那者施主也論天下之主者天下萬民之檀那一國王者一國土諸人檀那也僧人為仏子上不仕令不動世務却被常時供養」と正三流の考えを受けついでいる。具体的には細川利綱が掲げられている。日課章には当寺の創建が邪蘇の旧執を除くためのものであつたところから「立日中課為乞冥加於三宝絶邪風於當時」が第一目的であり、大いに勇猛精進力を出して誦経に務めよといふ。入物章は、障子腰張等の他、能仁寺の什物を掲げる。釋迦本尊、韋駄天、開山正三の像は洛陽の大仏師左京作のもの。江戸下谷の狩野幽香筆の道元禪師像、正三真筆「破地獄樹」の掛物、同施餓鬼の掛物。山号「瑞光山」は隱元禪師筆、木庵禪師の寺号等が貴重なものと記す。そ

也如此大法以怯弱心云何得少分相応乎只以真箇堅固心奮発大活機  
 踏破臭皮体具大根大信底気分可有得見師法堅固修心与仏祖同異  
 行履究竟諦審強修痛行自可徹底予承事師有大因縁不暇具記後毘不可  
 不信矣凡欲見石平師大用現前不存軌則踏断理致窟不泥閑言語貴口  
 耳学執文字禅者不信好從任錯莫誘招罪予未徹解義嗚呼千錯萬錯  
 （『能仁草創記並雜記』法義章）

石平に承事して未徹解義の己れを慨嘆しているが、雲歩行巖にもよく師法の伝えられている様が察せられる。

現実救済を第一とする濟度経世法、仏祖に帰るべきの古学的窮理の態度、因果論方便説に代表される合理精神、それらの実践修得の機としての特異な仁王禅法を、超俗的から世俗仏法への歴史的転回の批判的体現の中で、その強烈な個性に志向されたことごとくを、二人は受講し得た。しかして、受講、理解、師承に努めた事と、禅法実践、法義の深化、教化濟度とが又同様でないこと、次章以下に見る正三没後の自立修業の時代に明らかとなる。

- 注(1) 正三が『徒然草』に親炙していたのは既に若年からであり、『盲安杖』にその言説の多い事は古橋恒夫氏「鈴木正三と徒然草」（『都大論究』第八号）に指摘がある。
- (2) 拙稿「正三門破邪僧列伝（一）鈴木明神の成立」（『無人塔』第七号）『海録』第十四、（国書刊行会本三九〇頁）に「鈴木正三の名号」と題して「友人勁斎、（岡了元）、鈴木正三（正三が俗称九太夫という）が名号一軸を蔵弄せり／南無大強精進勇猛仏正三／この正三が歿年は、明

暦元年六月二十五日、江戸の了心菴といへるにて遷化せり、享年七十七歳」とある。

#### 四 行巖雲歩の後半生とその事蹟

##### (1) 資料の解題

恵中、雲歩の後半生の伝と思想を論述する為に用いる資料―既に前章でも何の説明する事なく引証してきたのであるが―について明らかにしておきたい。

『能仁草創記並雜記』熊本市花園町柿原靈松山天福寺蔵（写真（A））

##### (B) 参照

大本（縦三五・三×横二四・九センチ）一卷一冊の写本。貼題簽の右

(A) 横に「開山真筆」と書かれ（以下二冊も同様）て行巖雲歩自筆なる事を証している。内題は「瑞光山能仁寺草創之記並雜記」、各丁九行で墨付四十四丁、整然たる楷書で書かれ、雲歩和尚の人がらを窺うに足る。三八丁目に「大日本国西海道後豊州大分郡高田庄上徳丸村瑞光山能仁禅寺第二世中興住持卍歩續卍皆延宝六戊午歳九月十五日謹記之」とあって、延宝六年秋に能仁寺退歩に際し、後住



承応二年十月十五日、実弟で天草代官鈴木三郎九郎重成が、知行地天草の石高半減を上申の為江府参観中であつたが、「至私宅不意就干病床日久矣。医王拱手失術、天哉命哉遂逝去了」(熊本県天草郡富岡町瑞林寺境内にある重成供養塔。承応三年春建立)と記される如く、正三は非報を知る。が忌避したのか恵中は何ら記すところない。

承応三年五月十七日、聖人、賢人の徳行の学問ばかりして機を減らすことなかれと教示を受く。同十八日、さる俗士の法要に、教説の理解だけでなく修行して強くなるべきを説く。五月二十四日夜半、ある僧が中国より渡来の『諸経日誦』という一冊の書を示した。それは諸経の中より経咒を抜出したもので、中国では日々の勤行に用るものという。中に八十八の仏名があり、中に「大強精進勇猛仏」という仏があり、この仏名には「吾法ノ証拠」と歎喜した。そこで諸人に乞われ、正三は「南無大強精進勇猛仏」と書し名判して授けた。あるいはこの折のものであるうか、山崎美成は友人岡勁齋が右の名号一軸を蔵していた事を『海録』巻三に記している。八月十五日、夜咄で今時の出家は武士に追腹を切せる事非義の至りなる事を説く。追腹非義の道理を公儀へ申上げたいが果し得ないから、出家として責任をもつよう教示を受けた。八月下旬、天下に広学博知をもって鳴る萬安禪師遷化の報を聞き、久しい旧知を失うを嘆じた。九月十七日晚、僧弟に対し死ぬ事を学ぶべきを教示する。この後日、果眼坐禅、鯢波坐禅について教説ある。この年十二月、夜咄のついでに、仏法による御政道を公儀に訴えたい心境を聴く。

明暦元年春、衆に鍵先に指向う機を説教。二月、四谷に僧正庵を見舞

鈴木正三の門人雲歩と恵中の伝記的研究(上)

い、次の日、余所仏法を破棄すべく教示あり。晩春の曉、「刀ニハ本阿弥有テ似本銘ヲ分チ価ヲ付、手筆モ源有テ似正筆ヲ分ツ諸道皆如是ナル間廢レズ是御下知正キ故也然ニ仏法計源ナク目利スル人無故ニ人人私仏法計ニテ廢果ル」全身口惜ク思也」(「驢鞍橋」下・四七・オ)の言葉を嘆じた。この頃から初夏にかけて正三は了心庵で病床につく。見舞の僧弟に対し、了心庵は天徳院へ帰し、重俊院は施主森川半弥の意にまかすべく、また不三へは上方へ帰国する様遺言した。神田鈴木町の末弟鈴木兵左衛門の官母へ病床は移され、意齋、正智の二弟子の看病を受け、諸弟子に見守れて遷化したのは、夏六月二十五日申の刻であった。その後の次第は第一章に詳らかにした通りである。

次に正三禅法修業時代を回顧した雲歩の学業の程を引証して本章の締括りとする。能仁寺後住僧への法義として伝えられる。

以愚慮弁法義七部法語者師自修所得之物不所集古人糟粕 問有仏祖語  
句或直中意或時受機底受用空非拾言句矣然雖七繩同修心中之物 徳用  
草分法義極致也就中修行念願三宝十章大法之的意向之上之玄談也 草分  
四民驢鞍橋修行骨髓也 萬徳円満大法仏世一枚実理賢固仏像気分依是  
決成仏邪正受修心於仏像之機強出勇猛精進力破却生死大魔賊這裏無所  
破無能破能所二破断当体不生不滅不動不変可成就箇金剛不壞身之法義

歳の僧が、亡母の霊が継母を取殺したという身上話をした。正三は既に集めていた因果咄帖（原因果物語）に記録。後雲歩、義雲編片仮名本『因果物語』上巻第六話「嫉深女ネタミフカカランノメ死シ後ノ女房ヲ取殺事トリコロス」と題して掲出された。また同中巻第二十二話「亡者マウシヤゼニ銭トリカケヲ取返ス事」もこの頃南野十左衛門という人から聞いたという。この年九月十八日、承応と改元になつた。

承応元年十月六日、不堪者は捨修行にて修すべしと説くを聞く。この頃さる国の太守に正三は請じられ、法要を問われ、一國を吞込んで心を用いて政道正しく治むべきを説く。夜咄に『徒然草』を引証し、また別の夜『一言芳談』の語について寸評したのを聴聞。また心学を用いる者に因果の理を教示した。

承応元年冬のある日、法然上人の後世を願うべき教に同意の説あり。また果し眼坐禅の機を或る武士に授けたのもこの頃である。

承応元年十一月十一日、去る寺に行き、大衆に向つて説教し、又経文語録に着して、名聞利養する僧を批判した。冬の夜咄に、正三が七十に余る歳を年寄と思ふであろうが、老若明日は知れない道理にて、油断を誠める。この頃医者に見放された難病人を経文語録を誦み葬礼の儀式をして苦を除いたり、教化したりした。この年の受講のみを列記しておく。『永平随聞記』、『安心法門』、『臨濟録』、『碧岩集』、『博山禅警語』、『学道用心集』等の語録、『元享釈書』、一休の怪異譚、又正三自作の謡曲「ヲモカゲ小町」の披露、『四民日用』、『盲安杖』、『三宝徳用』等の講義を受けた事などを恵中は記している。恵中自身の

抜書らしきもあり、その頃の勉学の程を示している。

承応二年正月、さる禅院で住持が断るのを勧めて、万歳師に舞わしめた。天徳院へ来た長老へあまりに強く坐禅すべきでない事を語る。この頃『四民日用』について受講、また『盲安杖』をもって、法要に訪れた女人に教化あるを見る。

承応二年四月、浮沈の機の位、志真実の義を示教された。五月十八日、さる国の武士に『麓草分』、『萬民徳用』には不生不滅の心に至るを教えているが、これは常時その機を守らずして法語、語録を誦み覚えても無意味である。仏法を修するのではなく、我が法、二王禅を修すべきとの話を聴聞す。法語と、正三の物語る話とは同一ではなく、法語で仏法を教え、咄で修業の機を教えている事を恵中は知る。同十九日、さる旗本某氏の子息が訪れて剃髪を乞うが、家職を捨てて法を求る事を嫌うとして拒否、「奉公則修業」と示教した。さらに自己の出家、修業の経験談をこの時恵中は聴聞し、後、『石平道人行業記』に纏める時に引証する事ができたのである。五月二十八日暁、弓を張った如くに気を張るべく常時に修業せよと聞く。六月二十六日の晩、日本の僧俗が詩頌詠歌し、名頌、道歌というが、これは慰み仏法と言う。世に、好答話のデキ口仏法、向上仏法、サビ仏法、活達仏法、ダテ仏法、悟仏法、ヘゴ仏法、など多様の私仏法があるが全てこれ仏法知りというのみにて、世法万事に仏の教えは活用されていない。これら全ての病を除去すべき実践の果眼仏法を教示された。七月十日、正三自らの修行不足を話された。この年は夜咄が多い。



### 三 重俊院・天徳院・了心庵での修業

慶安五年、熊谷氏某の勸請にて、牛込天徳院境内に建立された了心庵に正三は移る。重俊院から恵中・雲歩も随従した。九月六日承応と改元。連日の修養の中で恵中は細大漏さず正三の教問窮理の言葉を書きつけている。それが万治三年刊の『鹽鞍橋』三巻の言行録となった。同書には慶安二年春からの説法の記事が認められるが、前述の如くこの年に四谷重俊院の正三を知ったのであり、入門以前の言行は重俊院の正三を法問した折の記事であろう。慶安四年春以降の記事はより詳細、具体的に三河弁までそのまま記されている。恵中の書付けた正三の言葉は、そっくり恵中、雲歩の学んだところである。『鹽鞍橋』、『反故集』あるいは『石平道人四相』、『石平道人行業記』、『石平道人行業記弁疑』、あるいは『禅祖念仏集』のいづれも活字化されているのでそれを参考していただく事として、ここには年月が記載されている部分から、講義、説法の年記を録すにとどめる。経文語録の正三の解義、説教、談義、夜咄の全てに正三の仏教思想が窺われるが、それは別稿「鈴木正三の仏教思想とその形成過程」(仮題)に論述する予定である。

慶安四年春、見解あるよりも、死機が起るのが良き事を受講。機の如何で理も動く、また死機は正三の禅法生死を離れるべきの第一段階であると。

慶安四年夏、夜咄に正三が数年来分別失せた事を聴く。しかし談合の折には一言の究理を得る事が多かったという。その後、道理のみを主張

鈴木正三の門人雲歩と恵中の伝記的研究(上)

する理窟仏法を非難し、禅法は執着を捨て、頓機をもって法器とすべきを説く。又、因果応報歴然の理を諸人に説き、また熊沢了海の心学とその人物の徳を説いた日もあった。

慶安五年三月、去る僧訪れて檀那は信心厚いが、家老等無道心にして人を殺害する事あると言うに對し、仏法の徳が至ってない事を言う。比頃、二王禅は如来の足輕座禅なる事を話す。また、夜咄に、幽霊、意恨の物語、即ち因果の理を怖れない人は業深い者と説いた。また恵中が後『海上物語』中に記す悪、愛、貧の三毒についてもこの頃話された。夜咄に『宝物集』を読み諸行無常の意がひしと移り乗った話を聞く。二王坐禅の修業は勇猛の機一つである事が教示されたのもこの後であった。

この年の夏、『四民日用』の浮沈の機について、そして『麓草分』の用い方について説明を受く。又某地へ行き代官が急死した事を聞き、『我ヲモ娑婆ヲモ実ニ氣有ト思ヒ居テ俄ニ死ス苦ミ計リ難シ』(『鹽鞍橋』上・三六・オ)の語を聴聞。

慶安五年八月、武州鳩谷宝勝禅寺へ行き、正三は百姓数十人へ法要し、農業即ち仏行の『四民日用』の説を聴く。この頃夜咄に、仏法即世法の論の質疑に對し、悪人は切るべきは切り、殺すべきは殺すべきである。悪因の根を断つは大慈大悲である。世の為善根を作すに慈悲を以てすべきと言う。『破切支丹』述作の根拠とすべき立場、公儀へ衷心からの助力活動はこの発言によって理解される。仏法を以て世を治むの論はこの点に於て、封建集権機構に組み入れられる。

慶安五年八月頃か、天徳院を訪れた浅草の海雲寺の全春という三十一

た。禅門の超俗主義から世俗主義的仏教への転回は、幕初期における惺窩、羅山、蘭斎、意林庵の如き還俗転向儒者の朱子学のみならず、藤樹、蕃山らの陽明学、素行や後の仁斎、徂徠ら古学派の、儒教哲学からの全的排仏思想への対案提出の為の必要事であり、従ってこの一連の世俗仏教の興隆は為されねばならなかった仏教改革運動の一つとして私には考えられる。そしてもう一点外来宗教との対決を忘れてはならない。キリスト教が布教の武器としたのは、仮名草子『吉利支丹物語』にも見える如く、貧者への食物金銭の援助、病人の治療などの現実救済事業、医学、遠めがね、あるいは羅山とハピアンの論争で知られる自然科学理論、それと奇蹟についての三つであった。儒に怪異乱神を語らず、仏に正法に奇特なしの論法において奇蹟論は信ずるに足らぬ事として破し得る。自然科学は朱子学の理気二元の説に退けられた。そして現実生活において朱子学はまた実際政治行政の根本思想であって、外来宗教の慈善事業とその比ではない。儒教哲学は一大思想大系をもって宗教と対抗できたばかりでなく、権力によって排斥できたのである。しかるに、ヨーロッパの宗教との比較によって、仏教は現実上の無力を一層明らかにされたのである。もたらされて根も浅い外来宗教の信仰者が、「らく中大坂、さかへ、なら、さきつけ次第儀（注6）にいれ」（『吉利支丹物語』下）られたり、水責めにあたりして殺されても改宗しなかった殉教者の話を正三も知っていた。事実、板倉重宗らと相談もしているし、天草で著した『破切支丹』には『吉利支丹物語』や『破提字子』らの書が参看されている。『破切支丹』はむしろ宗教家としての立場から著述されていて、東西二

大宗教の対立は興味深いが、問題の核心に触れると宗教論議の場からスルリと抜けて、禅儒の観念常識による排斥へと姿勢が変化して、実は宗論としては噛合う部分は少なく、どちらも一方的である。しかしこの外来宗教との接触によって、教理教論の解説や現実の証明不可能な彼岸思想の説得力なき旧法を脱して現実の救済、利生に立った、能動的倫理道徳ともなり得る、そしてそこに自修開悟の機を見い出すべきとする「仏法即世法」の正三の世俗仏法は一段と確信を増すに至ったと思われる。因果論方便説、正法裁定とその護権は公儀によるべきとする主張、徳川幕下の儒士から仏への当時としては逆行とも思える転向、従って現実肯定的合理精神によって培われた彼の仏教思想の形成と発展については、更に細かく論及しなければならぬが、禅浄の宗派にこだわらず、法意決択の時には道元すら批判し、仏祖に帰るべきを説く正三の仏教思想の根底には、まもなく顕現する古学と相通する発想基盤が感得される。

慶安四年春、二十四歳の恵中と雲歩はこの様な、当時七十四歳の正三の門人となったのである。『石平道人行業記』巻頭の石平和尚小像はその頃の姿であろう。

- 注 (1) 『徳川実紀』（新訂増補国史大系三八巻）二四六頁。また同「東照宮御実紀附録」巻二十一、同書三三〇頁にも記事がある。
- (2) 『大正大学学報』第三十六輯。
- (3) 『望月仏教文化研究所年報』昭和一八年度報。
- (4) 注(3)掲書二二一〜二二二頁。
- (5) 『雲歩禅師小伝』（『統肥後先哲遺蹟』巻一）三九〇頁。
- (6) 『石平道人行業記』九・オ。
- (7) 『統々群書類従』第十二、五四四頁。
- (8) レオン・パジエス『日本切支丹宗門史』。
- (9)

動は、おそらくは互に励し合った事もあったのであろうが、知る所はない。しばらく雲歩の記憶を辿ろう。鈴木正三と出会った日の感動が克明に記されている。

依長水師語 師行実始聞師名志欲慕見 矣偶走玄清師之葬礼俄爾逢着  
師於吉祥寺之中庭 因長水揖語話宛知是 師身毛皆豎欣喜無量偏為  
值遇 大士之想也雖逢此勝緣愧未獲休 往返南北擔邪師葛藤馳走東西  
聲 古人糟粕矣 予及歲二十二漸欲休学 解 未決心頭迷悶以數日相  
究明 一日坐窓前欲決志忍爾破名利之一念現在前即向兄弟語趣老兄相  
諫 又以名利於茲心如敵 对慕道志決定不動 如此自己先決了見師於  
四谷重俊院 師見予顔色慰悦言出家人少発志是大大先謂療病氣即  
付医家 如此至治色身病悉蒙師之恩況修心弁道深恩云何得謝之  
(『能仁草創記並雜記』法義章)

雲歩が初めて師を見たのは玄清律師の葬礼の日、吉祥寺中庭であった。長水和尚に教えられて石平和尚なる事を知る。求めていた師はこの人だ。慶安二年、二十二歳の時に四谷重俊院に自ら尋ねたのであるが、しかしその二年後、慶安四年になって恵中と共にようやく入門したのである。正三が森川氏某に四谷重俊院に請じられたのは慶安三年の事であり、ここで正三は『三宝徳用』を著す。それは「仏之大法非世間害則三

鈴木正三の門人雲歩と恵中の伝記的研究(上)

宝名相徒為「虚誕」(『石平道人行業記』九・オ)との故であった。同五年に七十四歳の正三は熊谷氏の請きにて牛込天徳境内に建てられた了心庵に住し、そこで最後の述書とする『萬民徳用』を板行する。本書は『三宝徳用』と『四民徳用』を合篇したもので、恵中は、この世俗生活に仏教思想を基調とした人生如何に生くべきかの書を、師第一の法典としてあげる。対世俗仏教が、後ささやかな談義僧の世相諷刺、政治批判として、民衆の中の一風俗と化して、太平なる封建集権機構の箱庭に渾然と融和していく歴史を既に我々は知っているが、寛永末年には明確に意識されて説法された正三の「世法即仏法」は、この時期にあつて、現実救済を目途した鮮烈な新仏教として出現していたのである。神秘思想は教義固定化、学問化し、従つて形骸化した仏説の布教は現実生活との無意味なる乖離を深めたに過ぎない。紫衣権威の中で悠然と政治家となつた僧侶達の宗教と民衆は無縁である。民間にあつても、現実救済者たり得ない仏説の空理空論は、力説すればする程宗教の無力化を証明した。島原天草の乱後、寺院檀家制度が徹底されて帰属が整備されたのは機構上の権力によつてであり、民衆の中にも、そして出家自身の中にもその様な仏教界の墮落は批判される状態にあつた。正三の世法仏法論傳播とも関わりなしとは思われないが、続いて現出した、臨済の流、盤珪永琢の不生禅、黄檗の鉄眼道光らの現実救済をめざす実用宗教、世俗仏教が民心を集めることになつたのはその証である。これら新興の世俗仏教は仏僧内面の反省と従来仏教への批判として起つたのみならず、同時に当時の実践的進歩思想朱子学からの仏教否定の論への対抗でもあつ

に発表され、従来『海上物語』や『禅祖念仏集』のみしか知られていなかった恵中の著作や宗教思想や経歴が明らかにされたばかりでなく、師正三についても、その法義の受容についても一層詳しく考察されたのである。ところが同大学研究室へ問合せたところ、現在閲覧不可能の状態である由御返事を受けた。従って『西禅集』に関する記述は全て、服部氏の掲二論文によること、ここにおことわりしておく。

さて、「草庵恵中と西禅集」によれば、『西禅集』第三大道正判に「予十歳比ヨリ禅寺ニ在テ自然ニ成仏ヲ志ス」<sup>(注4)</sup>とあり、同第一遺志に「予如何ナル宿因ニヤ若年ノ時ヨリ此度成仏ヲ遂ト思志アリ此故ニ寺院建立ノ義ヲ不思想知僧位ヲ不求只仏祖ノ本意ニ達センコトヲ思唯ス於此博経論ニ考禅録ニ求メ普ク諸宗ノ道者ヲ訪フ」<sup>(注5)</sup>とあるという。とすれば、前掲した雲歩同様、寺院にあっての学知僧位を拒否し、仏祖の本意を求めての計画的出発であったことがここに確認できる。

関東の地を踏んだ二人は、どの様なつてを求めたか明らかではないが、正保三年江府牛込金鳳山天徳禅院に掛錫した。正三の三度目の江戸布教は二年後の慶安元年の夏からである。(『驢鞍橋』上) 撰津臨安菴の萬安を尋ねたり、三河足助の恩真寺に西国より帰って疲れをいまだ癒している正三に出会ふ筈はない。寛永十一、二年頃非母追善の為著述したという(『石平道人行業記』、『驢鞍橋』下) 『二人比丘尼』がようやく出版されたのもこの頃である。上方と江戸の布教活動にとってこの出版は、その後再版を重ねる如く、重要な役割を果たしたものと考える。宗論、教義法問にあけくれ、教理固定化、学問化の中で、実は沈滞した江戸

の仏界に、現実の中にこそ悟は求めらるべきと烈しい自修の実践が課せられて、新鮮な仁王禅のイメージが、その後の『念仏草紙』、『盲安杖』などの出版と相俟って喧伝されつつあったのである。

(正保三年) 同年冬安居於麻布賢泉寺。法幢師萬休和尚講永平大禅師学道用心集。至如今世人仏法修行人其心与道遠之遠矣。若人賞翫者縦知非道乃修行之若不恭敬讚嘆雖知是正道棄而不修。痛哉始大知宗儀相錯自己名利学遍身是非。身毛墜汗出直思永平和尚呵責我僅修道志一発。又有障縁歴三星霜空苦名利学矣。

(『能仁寺草創記並雜記』法義章)

金鳳山主然室の厚遇を受けながら、二人は、その年の夏には川越元正寺に安居し、しばしば首座天嶺の代語を挙唱したこともあった。(「雲歩禅師小伝」)。しかしまもなく、そこにも同様疑うべき事多きを知るのみにして、夏の終りには天徳院へ廻り帰っている。そして冬、二人は麻布の賢宗寺に身を投じ、萬休和尚から永平禅師の『学道用心集』を受講し、自己名利の学非なる事、道元直接に警奨する如く覚えて正法修道の決意をする。が、結果に於てその三年間の苦勤は名利の学に甘んじた事を、痛く雲歩は反省している。翌正保四年、正法修業の為信州を遊歴して、秋に天徳院へ旋り、窓下に独り座禅したという。<sup>(注6)</sup>が少年時よりの病疾に煩い、迷いの日々を鬱々と過すのみであった。その頃の恵中の行

九歳の青年期を迎える迄の二人の還境は想像する外ないが、恐らくは『醒睡笑』の稚児咄に見える楽天的寺院生活の如き日々は少なかったのではないかと思われる。多くは目にうつる長老達の紫衣栄達への言動への疑問が二人を揺り動かしていた。雲歩は自ら弟子に向って後年この時の出奔の理由を書き残している。

予未薙髮時見聞有二三長老頂戴綸旨出世名暗疑思 仏無上尊無可勝  
之貴者聞 俚語王者但同時人間也 許仏子於長老位不審是尊大於仏  
者歟 問之不決十三歲落髮後風聞知今時知識位不是 十九歲發足於東  
関徑掛錫於武州豊嶋郡江戸牛込金鳳山天徳禅院 漸推今時仏法違上  
古矣

(『能仁寺草創記並雜記』法義章)

この時期には崇伝らにより幕府の機構下に寺院をも統率する寺院法度が行きわたり、本寺、末寺は決択され、寺格、僧位等の厳格化がなされ、逆にここに身分ない者の栄達の道が可能性としてあった。寛永十二年十一月には寺社奉行がおかれ、訴訟や取締りも権力者によって裁定、実行されるようになった。慶長末年家康は浄土法華の宗論をはじめ各宗の争論を行わせたのであるが、「この後はいたく宗論を禁」(「東照宮御実紀附録」卷十二)<sup>注(5)</sup>じ、結果は教説裁定が寺院外の権力に左右されるが如くになったのではなかったか。寺院に住む僧侶の墮落はこの頃に於て最

鈴木正三の門人雲歩と恵中の伝記的研究(上)

も顯著に批判されている。教理を説く事と修業とが一致せぬ僧侶の内面への批判だけでなく、仏弟子たる者の位や權威を甘受する事への疑問から、答える事をしない長老を容す余裕は若い宗元、宗的にはなかった。十九歳、正保三年のある日東関に向って二人は撥州遠渉したのである。囲岩禅師その人に不満であったのではなく、周辺の長老、僧侶の墮落が耐えられなかったようである。雲歩も恵中も後、囲岩門十哲として知られ、彼らの遺した述懐には囲岩への批判は一つとして見られない。

島原天草の乱が終結して、鈴木正三は寛永十九年、ようやくに平穩になった天草島へ渡海していた。邪宗の妖気残る地で正保二年までの三年間、『破切支丹』を著し、寺院へ配布して教化に務めていた。天領となった天草初代代官鈴木重成の兄である。その仁王禅師石平正三の名を、流長院時代の恵中、雲歩は恐らくは風聞した事があつたのではないかと想像するがその証拠はない。正保二年長崎を経て東上した正三の跡を追うが如く、翌年未知の大府へと出奔したのである。

先に恵中については、流長院入門を『石平道人行業記』によって十歳と述べた。それは「石平道人鈴木正三」<sup>注(6)</sup>及び「草庵恵中と西禅集」<sup>注(9)</sup>と題する服部英淳氏の論文によつても知られるのである。この二論考は同氏によれば、昭和二年の暮、千葉県の明福寺から、今岡達音教授の配慮によつて大正大学浄土学研究室へ寄贈された約三千冊の古書中より発見された恵中編述の『西禅集』と題する美濃版十五冊の写本の解題を目的として書かれた論稿「鈴木正三と西禅庵恵中」の前後半をなすものといふ。この正三と恵中の秀れた研究は、昭和十八年相前後して後注の雑誌

没年より逆算して、共に寛永五年誕生となる。この恵中の記録はむろん板行されたものであるが、その記事については以下の雲歩側の資料によって裏づけが可能である。次に掲げるのは「千時享保第七、歳在壬寅、孟秋穀旦、肥後州玉龍山禪定禪寺住持沙門面山叟瑞方盥薰謹撰」と記する行巖雲歩の伝である。

師諱雲歩、号行岩、氏原田、豊前州人、童稚之時、泊千州主細川忠利源侯之選為肥後州牧、其父泉携師而從之、乃就熊城流長圀岩禪師、而披剃納戒、時十有三也、侍岩六年、至歲十九、負笈游方、直過海東、寓武府之賢宗寺、因聞寺主萬休禪之開示永平学道用心集（中略）然以無逸格師之可模範、而徒自苦勤、幾乎五年、因憶熟視今時之宗徒、專以叢林之高職、彩肥飾身、踞大厦之官刹、豪執灸手而為之、究竟更恣廩廩之富、（中略）故其所精勵之源委、唯一片之名利耳、（中略）高志一発卓犖不羈、時歲二十有四偶聞石平三道者之寓府之重俊院（後略）

（『統肥後先哲偉蹟』卷一・三九一頁）

享保七年肥後玉龍山禪定寺の住持面山叟瑞によって記された伝であるが、雲歩が元禄十一年十二月八日の歿する迄の臨終の記事も詳しいし、また平日の言行も録されているから、おそらくは生前親交あった人物と考えられ、信憑性高いものである。即ちこの記事も、先の『石平道人行業記弁疑』の記事も、雲歩自らの『能仁草創記並雜記』大本一冊によって確かめ得るのである。さらに峰雲院七世龍水の記録した雲歩の事跡

が、明治十五年五月同寺十三世恵日によって書写され、「雲歩禪師小伝」と題されたものが前掲の『統肥後先哲偉蹟』巻一に収録されている。今龍水について何ら確かめ得ないが、内容の細かな事から、おそらく前述の面山叟瑞同様、雲歩との面識があった如くに推測される。但し原は漢文体のものであったものが龍水によって書下されたものかと思われるが、もとより推量するのみである。が内容については前書同様年記等詳しく信ずるに足る。

さて、釋雲歩、音通によって呬歩懶咩とも記す（『能仁草創記並雜記』）。号は行巖、姓は原田氏。寛永五年豊前に産し、幼時に両親と共に肥後に移住、熊本の人となる。生来病質にて、父母の勧めで出家を志した。父は泉携という洞宗の僧で細川忠利に従っていた。寛永十三年、雲歩は九歳の時、同郡熊本の流長院第十二代圀岩禪師に童役として入門した。「寛永庚辰四月八日に雑染す、慧中（割注―後専修浄業）も亦同日に得度す、師を宗元と安名し、中を宗的と名く、蓋各其需めに応すと云（中は流長伝志的に本く乎、師は道元宗鉄の二師を慕ふ）、師慧中と年相若く、道交又善、受業同日、削髮同日、共に一生同参を矢ふと云」（雲歩禪師小伝）前掲書三九〇頁）。寛永十七年四月八日入滅の日に恵中と共に落髮、得度した。共に十三歳である。雲歩は宗元、恵中は宗的と安名した。『禪林象器箋』六によれば安名とは新戒者の初の法名という。宗的、後の恵中の入門は少しく雲歩に後れた。同じく十歳の時に流長院に恵中は入門したのであるが、二人はここで邂逅して正三を知るまで同じ道を遍歴することになる。流長圀岩に師事する事六年、十三歳から十

の精神は同様この時期共通の功利的文学観に支えられている。ここに正三の立場を承けた恵中、雲歩という作者層も具体化できる。そしてさらに、『因果物語』をめぐる、恵中と雲歩は、当時『堪忍記』を出刊し、その後『東海道名所記』以下数々の著述をして、早くも作家意識を持つに至る浅井了意との接触が想像される。それも一つの仮定的条件としてみて、なお結果において否定せねばならぬことだが、正三語録や遺稿集、行業記等の数々の出版事業、又は老大な仏書や、仮名草子の著述を見るとき、その文学的才質を問うは今不十分としても、この時点での学僧恵中に、環境に於て、条件に於て第二の了意たり得るであつたらう可能性が存した事は特記しておきたい。

- 注 (1) 石田元季氏「鈴木正三」(『江戸時代文学考説』)。  
 吉田幸一氏「因果物語」の正本と邪本について—平仮名本と片仮名本との問題—(『文学論藻』第二十三号)  
 同氏古典文庫「因果物語」解題。  
 (2) 榎谷照彦氏「因果物語と一休諸国物語—諸国物語の系譜—」(『近世小説—研究と資料』国文学論叢第六輯)。  
 (3) 渡辺守邦氏「『あた物かたり』考」(『大妻国文』第一号)。  
 中村幸彦先生「印刷の時点—仮名草子小考—」(『文学研究』第六十五輯)。  
 森山茂氏「女郎花物語の諸本について」(『国文学』四十四号)。  
 (4) 野田寿雄氏「近世小説史論考」、加藤昭子氏「清水物語」の成立と展開—問答体小説としてみた場合—(お茶女大『国文』二十三号)。  
 (5) 拙稿「寛永末期小説界の一傾向—正三門破邪僧列伝(一)—」(『無人塔』八・九号)掲載予定。  
 (6) 『万民徳用』。  
 (7) 拙稿「鈴木正三の思想と教化—島原・天草の乱その後—」(『語文研究』三十一・三十二号)。  
 (8) 『近世日本の批判的精神』一四二頁。  
 (9) 『鈴木正三道人全集』三九頁。  
 (10) 青山忠一氏「三教一致物語の本質」(『近世前期文学の研究』)。

鈴木正三の門人雲歩と恵中の伝記的研究(上)

## 二 恵中と雲歩の遍歴時代

雲歩と恵中は慶安四年、鈴木正三に入門する迄、常に行動を共にした。少年の日に出家した二人の遍歴時代とは、師にめぐりあう迄の修業時代である。僧として自立するに至らない未熟の魂を、ここに同時にとりあげるはその故である。

恵中については早く藤井乙男氏が『江戸文学研究』の中にふれておられる。

海上物語の著者恵中は肥前蓮池の人にて正三に随従す。(「仮名草紙の作者」同書三〇頁)

この記述は現在学界の定説としてことごとく同様踏襲解説されている。が、遺憾ながら私は、その資料の何に依られたか、今明らかにし得ないでいる。しばらく管見の資料によって考察を進める。恵中は『石平道人行業記弁疑』(十九・オ)に自ら記す。

雲歩者豊前英産幼 而来肥陽野納肥後之生縁相階十歳 而謁本郡流長院田岩禪師行年十三 同日鬚染十有九 而与起臻乎坂東經 叢林已三霜終俱辞世僧学而参 石平和尚也

これによれば雲歩は豊前に生れ幼時肥陽に移住した。雲歩は自ら肥後の牧となつたと述べる。そして恵中は肥後に生れたと言う。後述するが

向に生き方と信仰が語られ、僧弟に向つて教理、玄奥の窮理への修業と実践が仁王禪には課せられた。一般向きの説教という形は、又仮名で書かれた読物、法語という形で出版されて仮名草子とも呼ばれる。文字の仮名で平易明解な列示や実例の提示、漢文で抽象的論法など、ここには表現の違いのみにて教理の高下はもとよりのない。厳しい自己修養が説かれると同時に、武勇、法度、五倫の道、芸能、度世身すぎ、身心安楽、心病治療、そして善悪や極楽浄土観をも方便として、あらゆる人為の中に仏教の教えが世俗倫理として活用される。現実の民衆済度の法たる正三の宗教は従つて「世間ノ用ニ立ツモノ」（『驢鞍橋』）として能動的に実践された。たとえば実弟の代官重成に要請された戦後の天草での宗教政策と寺院建立もその一つ。けれども今、これを「仏法ノ御政道如何ニシテカ御公義エ訴へ奉ん」（『驢鞍橋』下）や「仏法ヲ以テ国土ヲ治ル事」（同書上）の言辞に結びつけると、彼の思想の具体化と考えられる。正法の決着は公儀の裁断により、護権護法された正法によって政治されるべきとする遺言（『反故集』下）もあって、歴史的には封建的集権機構の論理の内にか位置づけられない。かと言って崇伝や天海の如き権力、高座に僧位する事を最も嫌う。この正三の立場を「国家主義的傾向」と中村元氏は論じられた。当然の如くその点は認めるが、正三における宗教者として、この期の仮名草子著述者の多くに認められる、人間改革、社会改良への情熱にあふれる理想家としての一面を看過できない。その立場はむしろ宗教家としてである。正三にとつて寺院建立とは、官禄を給しようとして「大ナル善根……勝レタル功德」（『反故集』下）であつた

し、「住持利益世間其功全帰僧宝」（『能仁寺草創並雜記』住持章）と弟子においても宗教家の立場は一般化できる。著述する事も同様利生なのである。恵中は『石平道人四相』（延宝四年孟夏書）に記す。「師一世、法語若干を述て、永く一切衆生を度せん事を冀ひ、其書の趣き、種々あり、或は仏世不二の説に於て、忠孝の信を教え、万民共に家職に依て成仏せしむ。或は上下万人に、直心を示して国土を治め、（中略）今判行し出物、則ち九部十五冊あり。」と。正三七部書の全てが教化善導、現実の幸福と利益をもたらすの功利性をもつこと言う迄もなく、誠心師法を継承した恵中がとるべきは、世俗に向つてのこの実践に他ならなかつたのである。

もう一度述べておこう。『因果物語』については後述するが、雲歩の了意に対する排撃に恵中の関連を想定されるその事が、必ずしも分明的ならずともよい。前掲した如く、ここに具体的に存在する多数の正三直門の弟子で、恵中、雲歩、義雲同様、法燈を継いだ人々の中で作られたと考えればよいのである。これらの仏教的教訓書が、その背景として世俗仏教宗団をもち、所屬の人の中から生み出されたということ、従つてその立場から、明確な目的意識をもって著述されたという事実、そして文書による思想、宗教論争の経緯によつて、一層出版事業の重要性が明らかになったという文学史的意味をここに考定できれば充分なのである。

寛永末期から明暦、万治、寛文にかけての顕著な傾向小説の出版は、載道の器たるの功用を旨とした朱子学的立場からの実践倫理道徳書をめぐる神仏測からの批判、迎合の主張、宣伝とも見えるが、その啓蒙、教化



章も似ている。加えて、片仮名本編集に正三の後継者恵中が加わっていない事不審であり、そこに恵中と了意との関係が推測される、<sup>注(1)</sup>と。他にも平仮名本には書物の体裁や内容から三巻本説など提出されて問題<sup>注(2)</sup>は残る。当然の如く本稿でも恵中と雲歩の伝記的側面からこれに考察を加える。が、この事件のみへの関心ではなく次の点からである。

近世初期の出版物に対し、仮名草子と便宜的に一括総称する分があるが、今その名称の広義、狭義、又その学術用語としてのあいまいさについては触れる迄もなく、近世的作品と認識するそれぞれの流布には、出版機構を介して多様の発生の原因が考えられ、出現の形跡が認められる。

(一)には中世末には既に流布していた御伽草子や舞本の出版、もしくは『あだ物語』や『女郎花物語』といった前者の近世的改変作の如きもの印刷。<sup>注(3)</sup>

(二)に『恨之介』や『仁勢物語』や『犬枕』といった素材、成立とも近世期の作品と認められ、写本時代の流布があり、また印刷出版されたもの。

(三)に書肆との連繫、もしくは書肆の意向に応じた如く判断される作品群の出現。浅井了意の如き、あるいは中川喜雲の如き、早くも作家意識をもった作者層の存在が認められ得る作品の出版。そして

(四)に写本、刊本を特に限らないが、流布、出版という伝達機能を果す意志表現又は宣伝媒体として、明確な自己の目的意識をもって流布、出版されたものを認め得る。教義問答書、問答体小説<sup>注(4)</sup>などと呼ばれる一連

の作品がそれである。

この源流を私は樹立された新しい権威、幕府に対立、批判、迎合する如く興った宗教、思想の闡明に求める。仏者間での新旧対立、分派抗争、神、仏、儒間の宗論、問談、論争の歴史は既に激しく行われている。島原天草の乱を境に外来の宗教をも加わり、宗教、思想、政治的のおのの論理や教理は開かれつつある民衆の知的志向の内へ、それぞれの目的を持って文書となつてばらまかれた。この思想闡明、文書戦の展開の延長上に思想的、宗教的仮名草子は位置づけられる。<sup>注(5)</sup>正三の『破切支丹』から了意の『鬼理至端破却論伝』はその典型であり、正三の七部書の教理はこの恵中によって寛文六年弥生『海上物語』に小説化されている。

では恵中の著作、雲歩の出版事業は何の故であったか。それは後述するのであるが、前掲の多数の門人、正三の教法を継承した者のなさねばならぬ事業である。その意味で恵中や雲歩は、決して民俗学的立場で発言するのではなく、門弟の数だけ存したと言えよう。天徳院を恵中が継ぎ、その故に正三の行業記や語録『驢鞍橋』、遺稿『反故集』はまとめられねばならなかったし、又師の正本を擁するが故に、「邪本」を排撃する義務がある。洞家が臨済の詩文を学すを拒むが如くに、正三は曹洞的ではない。近世の反超俗的曹洞宗をさらに超えて、現実肯定の上に彼の宗教はある。『二人比丘尼』、『四民日用』、『万民徳用』のあらゆる著作は「仏法即世法」の現実濟度を目ざす正三独自の宗教的実践である。継承者はこれを行う。法談と法話説教、談義は特に区別され、一般

左玄的 青幡二流玄無 位牌 不三 龕前寿三 天蓋 寿伝笠杖本清 葬主  
右正察 祭文雲歩 拜席祖雲 後道本 天蓋 履 良心  
長水和尚 維那雲岬 磬子銀宗

（『驢鞍橋』巻下・四十九ウ）

既に火葬されていたが、三日目いよいよ覆墓への葬列が出る。葬主は天徳院に居住していた長水和尚である。麻布の賢崇寺の萬休や品川の海安寺の吞海、あるいは春嶺といった洞家の僧達と、慶安元年正三が本格的に江府布教に乗り出した頃から法問垂語を求講した長老である。『葬祭記』などによれば、祭文を読み、押し終って、酉の刻以降に出棺するという。祭文は雲歩、片仮名本『因果物語』の編集を援けた義雲は鉞を捧げる。位牌は衆中の老徳で、後河州稻田の住院観音寺へ帰ることになる不三に抱かれ、そして神田兵左門尉宅にて臨終まで左右に侍していた正智と意才はそれぞれ白幡、燈籠を持つ。江州大塚村の妙巖寺の本秀和尚の門にも出入した休心は青幡を翻し、三宅玄石法躰して宅玄は菓子を供した。この葬列に見える全てを明らかにし得るのではないが、四十七名の大部分は門下の僧と考えられる。寛永版の『釋氏要覽』下の送葬の割注には「今禅居ノ僧ノ亡ス者、尊少主客ヲ以テセズ。並鼓ヲ打テ普ク請シ送葬ス蓋シ此ノ律ヲ准フ」（五十三・ウ、原漢文）という。言う迄もなく、この葬列に記されていない参列者の中には、前述の末弟兵左衛門重一家、あるいは正三出家の折家督の養子として迎えていた三宅小左衛門直政の子息重明（『寛政重修諸家譜』千百五十四巻）や三宅家一党、随聞した熊谷氏、森川氏、あるいは天徳院、了心庵に訪れた今井

氏、内藤氏、馬場氏、二村氏という士分の参列もあったと考えられる。しかるに今、この葬礼の次第を記録した二十七歳の恵中の法号が何れか分明ならざることを遺憾とする。

さて掲出した長老、高弟は葬儀が終って、それぞれ故郷の住院へと帰属の途に着く者が多かった。『石平道人行業記』（十三・ウ、十四・オ）に恵中は記す。

雲歩者師ノ滅後豊ノ後州ニ適テ能仁寺ヲ關キ、肥ノ後州ニ徙テ天福寺ヲ創シ、以テ師法ヲ弘播ス、野衲ハ大府ニ在リ、艸菴ニ窮居「機ヲ覓メテ法ノ久住ヲ揣リ、縁ヲ得テ師ノ念願ヲ達セン」ヲ希冀フ而已（原漢文）

雲歩は豊後へ下り、若い恵中が天徳院を守ることになったのである。この二人が正三門仁王禅を系承した人物として宗教史の上から注意されるべきは論を俟たない。そして又、江戸と九州に隔たりながら、真摯に正三の法燈を掲げていたこの畏友同志が再会するのは七年後であるが、その事は我々の近世小説史に既にとどめてある。即ち、寛文元年仲秋、語氣激しく「邪本」を排撃し、正本たるを標榜した片仮名本『因果物語』の雲歩の序文によってである。研究者はおよそ次の如く推論する。――「邪本」と排されるのは絵入平仮名本『因果物語』であろう。理由は、話を増補改変してあるのは雲歩の言う通りであり、板下は浅井了意、しかも添えられた序文は恵中の『驢鞍橋』の抜き書きと思われ、文

# 鈴木正三の門人雲歩と恵中の伝記的研究(上)

若 木 太 一

## 一 出版事業に於る教团的背景

本稿でとりあげる雲歩、恵中の二僧は正三七十二歳の慶安四年に入門した最晩年の弟子である。師事すること僅かに四年、明暦元年の初夏には、ようやくめぐりあった生涯の師を失う。恵中の撰になる『石平道人行業記』には門人五十余人と言ひ、雲歩、義雲編の片仮名本『因果物語』には発兌の助縁者として、江戸、江州沢山、尾州、賀州、越前、肥前、肥後、城州京の縉素、道俗、僧俗として若干名づつが掲示されてい、出版の後立が分明である。さらには台巖、本秀の両師や三宅玄石、鈴木木工、実弟重成、末弟兵左衛門重光等の一族近親の帰依者、又は浅意了意や山岡元隣といった私淑の士を加えれば、直接間接の門下は、曹洞宗に流属すと恵中は言うものの、超宗派の仁王禅門という異端新興の宗教としては、非常に多かったと言える。江戸天徳院で平常に正三に法問し玄奥を受講し得た直門は、恵中撰の正三語録『驢鞍橋』や遺稿集『反故集』につけば具体的に知り得る。

明暦元年六月二十五日申の刻に正三は怡然として遷化した。春秋七十、法臘三十六年、度生の大願は正三七部書に詳らかであり、悟性得悟、

鈴木正三の門人雲歩と恵中の伝記的研究(上)

生涯の徳行は『石平道人行業記』と『弁疑』に尽くされている。恵中は通夜から埋葬への三日間を記す。示寂の夜、全身は神田の正三の末弟鈴木兵左衛門の屋敷から正三晩年に居住した了心庵に遷された。諸弟子は礼拝仰奉し、翌日龕は天徳院に送られて通夜仏事がとり行われた。「斯日晚ニ至ツテ天徳ノ勝地ニヨイテ如法ニ葬ス。門人四十四人、夜通茶毘ノ左右ヲ圍繞スルニ、香無ク臭無ク只白煙ヲ見ルノミ。第三日ニ至テ灰塵ヲ掃フニ、其骨白雪ノ如シ。聚会ノ男女分取テ供養ス。亦天徳院並師所住ノ三院ニ納ム。冷灰小壺ニ貯ヘ天徳院ノ北岳ニ埋ンデ無縫塔ヲ立テ、石平和尚ノ四字ヲ書ス」(『驢鞍橋』下四十九・オ)。天徳院は晩年に、江州の熊谷氏某に請じられて居住した所で、牛込小日向に在った。同院の傍に草庵があり、最晩年の日々を過した了心庵、江城の森川氏某によって請じられた重俊院と、実弟重成の援助にて建立された三河足助の石平山恩真寺とに分骨された。その葬儀は次の様に行われた。

葬礼之次第 酒水童宝 白幡四流無吞休才 燈籠右三休 鈴鉄宗 鼓  
 一對雲三 鉢二双 鉢二双 花瓶如水 香炉用宗 茶寒松  
 嶺雪 智元 鉢孟雲可 湯桶麤養 楊枝源養 水瓶林清 法語林長 炬正雲 燈籠  
 燭臺清雲 香合正鉄 湯三胡 菓子六盆 文喜宅玄 祖伝祖察 手巾正印